

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも、避難行動要支援者（※用語の説明）（以下「要支援者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

焼津市は、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、避難行動要支援者避難支援計画（※用語の説明）（以下「避難支援計画」という。）を作成する。

2 位置づけ

避難支援計画は、「焼津市地域防災計画」における要支援者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

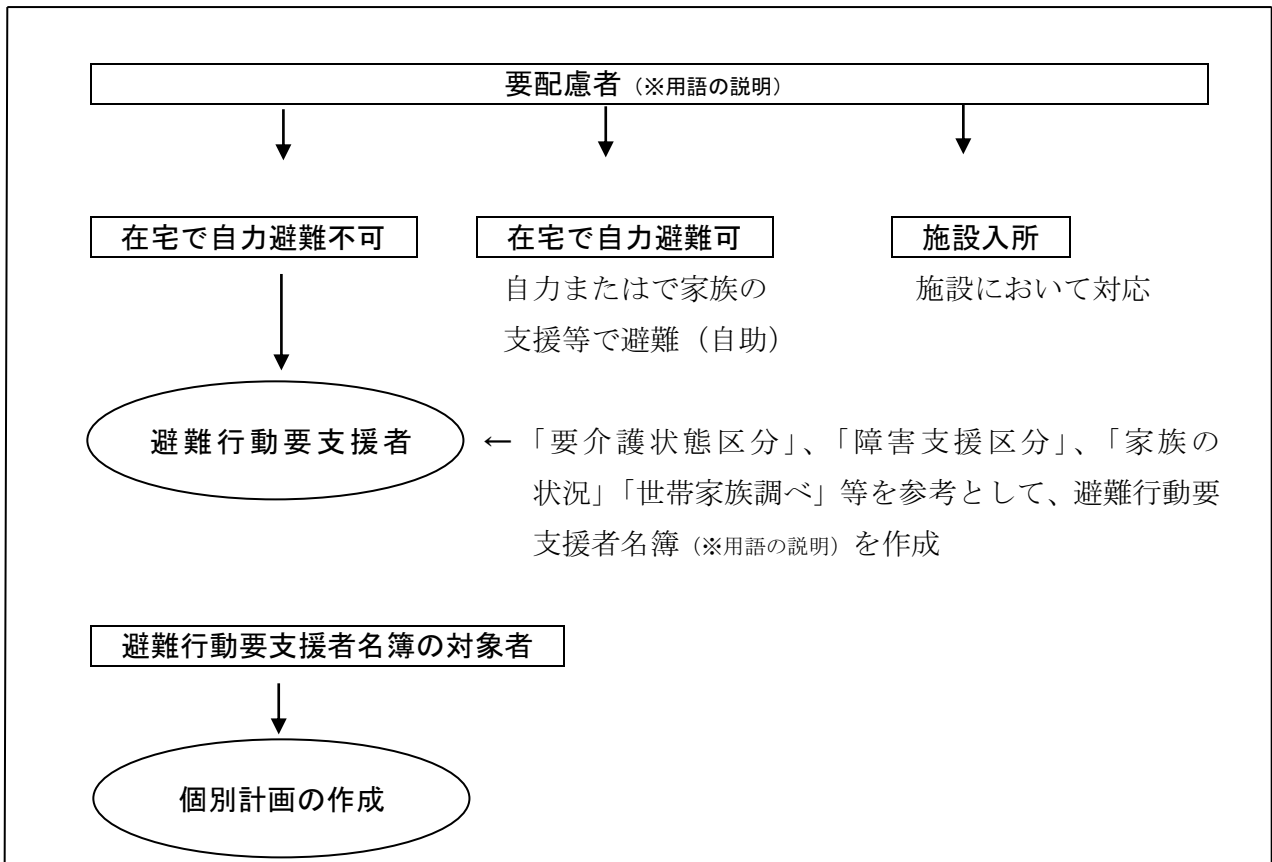
避難支援計画は、要支援者の避難支援に関する「全体的な考え方」と「要支援者一人ひとりに対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成するが、個別計画については、個々の要支援者の状況を把握した上で作成することとなるため、本計画には個別計画の様式を定めるものとする。

4 避難支援体制の整備方針

（1）対象者

要支援者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者について、重点的・優先的に進める。

避難支援計画の対象者



(2) 対象災害・地域

避難支援計画は、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は焼津市全域とする。

5 推進体制

市は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、福祉担当部局と防災担当部局で構成する避難行動要支援者支援チーム (※用語の説明) (以下「要支援者支援チーム」という。)を設置する。

要支援者支援チームは、関係機関と連携し、要支援者の避難支援計画を推進する。

6 関係機関等の役割

(1) 市の役割

① 福祉担当部局

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 要支援者支援チームの設置 イ. 要支援者名簿の取りまとめ及び自主防災会・民生委員・児童委員へ提供 ウ. 要支援者の把握（自主防災会、民生委員・児童委員と連携して実施） エ. 個別計画作成のための同意の働きかけと個別計画の作成（必要に応じて自主防災会、民生委員・児童委員と連携して実施） オ. 個別計画作成についての広報等 カ. 福祉避難所（※用語の説明）の運営体制の確保 キ. 福祉避難所の協定の締結 ク. 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 ケ. 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害対策本部に要支援者支援チームを設置 イ. 要支援者の避難・安否確認の状況把握 ウ. 福祉避難所の開設・運営 エ. 自主防災会を中心とした避難所運営本部、自主防災組織班と連携した要支援者支援

② 防災担当部局の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 要支援者名簿の共有 イ. 避難情報の伝達体制の整備 ウ. 個別計画作成のための同意の働きかけ（必要に応じて自主防災会、民生委員・児童委員と連携して実施） エ. 個別計画作成についての広報等 オ. 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施 カ. 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 避難情報の発令・伝達 イ. 災害対策の総括・防災関係機関との連絡調整

③ 志太消防本部（消防団を含む）の役割

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ア. 要支援者の避難支援体制整備への協力
-----	--

災害時	ア. 被災者の安否確認、救援・救助
-----	-------------------

④ 教育委員会事務局の役割

平常時	ア. 避難所の施設管理者として、避難所施設の状況確認 イ. 避難所に関する訓練・研修への協力
災害時	ア. 避難所管理上の調整

(2) 自主防災会の役割

平常時	ア. 要支援者名簿の共有 イ. 要支援者の把握調査への協力 ウ. 必要に応じて個別計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ エ. 必要に応じて個別計画作成への協力 オ. 個別計画の修正に関する市への協力
災害時	ア. 要支援者及び地域支援者への避難情報の伝達 イ. 要支援者への支援と安否確認

(3) 民生委員・児童委員の役割

平常時	ア. 要支援者名簿の作成に向けた地域情報の提供などの協力 イ. 要支援者名簿の共有 ウ. 必要に応じて要支援者の把握調査への協力 エ. 必要に応じて個別計画作成のための同意について、要支援者への働きかけ オ. 個別計画作成への協力 カ. 個別計画の修正に関する市への協力
災害時	ア. 要支援者の安否確認への協力

(4) 社会福祉協議会の役割

平常時	ア. 地域福祉の推進 イ. 個別計画作成のための同意について、要支援者や関係団体等への働きかけ
-----	--

災害時	ア. 福祉避難所の開設・運営
-----	----------------

(5) 県の役割

① 県中部健康福祉センターの役割

平常時	ア. 市への難病患者要支援者名簿の提供 イ. 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者（難病患者）への働きかけ ウ. 個別計画作成への助言、情報提供
災害時	ア. 難病患者の安否確認への協力 イ. 避難後の要支援者支援に関する連絡調整

第2章 要支援者情報の把握・共有

1 要支援者名簿の作成

市は、「要介護状態区分」「障害支援区分」「家族の状況」「世帯家族調べ」等を参考として、要支援者名簿を作成する。

(1) 要支援者名簿の目的

要支援者名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の要支援者の全体把握
- イ 要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認

(2) 要支援者名簿の対象者

一般に、要配慮者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、市は、被災リスクの高い要支援者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、在宅の者のうち、下記のとおりとする。

対象者区分	範囲等
要介護者	要介護3以上の認定を受けている方
障害のある人	身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 療育手帳Aをお持ちの方 精神保健福祉手帳1級をお持ちの方
その他	その他支援の必要がある方

(3) 情報収集方法

市は、焼津市個人情報保護条例第7条第3項に規定する個人情報の収集等の制限の例外規定のうち「本人の同意があるとき」に基づき、「世帯家族調べ」に記載された情報を要支援者名簿作成のために利用する。

(4) 収集する内容

要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は様式1のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 年齢（生年月日）
- エ 住所
- オ 電話番号等
- カ 自治会・町内会・組
- キ 要支援者の状態
- ク その他市が必要とする項目

2 要支援者名簿の提供、管理

(1) 要支援者名簿の提供先

要支援者名簿は、避難支援体制を整備するため福祉担当部局と防災担当部局が共有するとともに、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、「本人の同意があるとき」は平常時より、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供する。

また、同法49条の11第3項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(2) 要支援者名簿の適正管理

要支援者名簿は、要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。また、要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、災害対策基本法第 49 条の 13 に基づき、市職員は、避難支援等関係者へ守秘義務が課せられていることを十分説明する。避難支援関係者は、施錠可能な場所で保管する、必要以上に複製しない等守秘義務の遵守に努めるとともに情報の適正管理を徹底する。また、過年度分や不要となった要支援者名簿は、市へ返却する。

(3) 要支援者名簿のバックアップ

市は、システムのバックアップのため USB メモリに最新の情報を保存しておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(4) 要支援者名簿の更新

市は、住民の異動や障害者手帳等の発行により変化する要支援者の把握に努め、自主防災会と民生委員・児童委員の協力を得て要支援者名簿を更新し、概ね 1 年ごとに前述 (1) に基づき、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供する。

3 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

市は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要支援者の居住状況等の情報を市内部で共有し、災害発生時には安否確認や救出救助に活用する。

第 3 章 要支援者の個別計画の作成

1 要支援者の把握

市は、要支援者名簿に登載された要支援者について、自主防災会及び民生委員・児童委員と連携し、要支援者を特定する。

自主防災会及び民生委員・児童委員は、個人情報保護に配慮しながら、市に協力して要支援者の状況把握を行うものとする。

2 個別計画の作成

(1) 個別計画の作成方法

市は、要支援者について、必要に応じて個別計画作成に同意するよう働きかけ、同意が得られた者について個別計画を作成する。

また、個別計画に本人が記載できない場合は、家族等の意思の確認により、家族等身近な者が代筆することができるものとする。

(2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、要支援者本人が参加して地域支援者、一時避難場所、地震・津波における避難所、避難方法について確認する。

※風水害（大雨・河川の氾濫）、大規模火災等で避難が必要となった場合は、市が対象地区に避難所を開設し広く情報発信をする。風水害については、家の中のより安全な高い所に避難する自宅避難という避難方法も検討する。

個別計画には、以下の内容を記載するものとし、様式は様式2のとおりとする。

ア 地域支援者

地域支援者は、本人の意思を考慮しながら、隣家等の身近な者からできるだけ複数選定する。また、長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定する。

隣家等の中で地域支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定する。

また、要支援者に対し、避難支援は地域の助け合いの体制であり、地域支援者の任意の協力により行われるものであること、また地域支援者の不在や被災等により支援が困難となる場合があることを十分に説明する。

地域支援者は、避難の手助けや避難後の安否確認とともに、要支援者への日頃からの声かけをお願いします。

また、責務が課されるものではないので、地域支援者の精神的な重荷とならないよう配慮する。

イ 情報伝達での留意事項

「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

ウ 避難先での留意事項

「聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要」、「自力歩行困難のため移動支援や手段が必要」など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

エ 避難・誘導について

自力歩行が困難で車椅子が必要であるなどの要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

オ 避難先

一時避難場所、災害により自宅が使用できない場合に身を寄せる避難所、縁故避難先を記載する。

3 個別計画の共有範囲

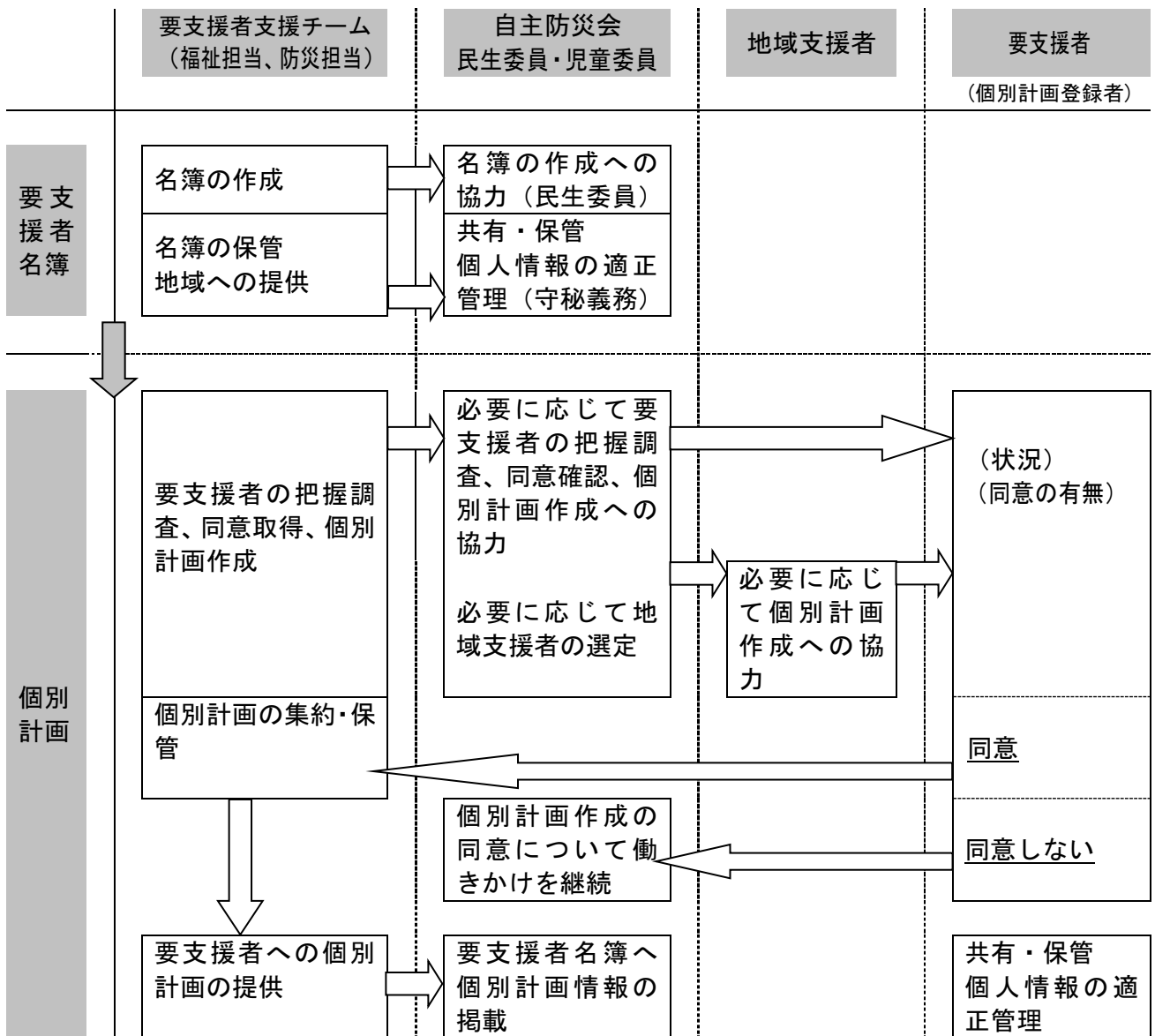
個別計画の原本は市が保管する。個別計画情報は、要支援者名簿に掲載し自主防災会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等避難支援関係者に提供する。

4 個別計画の確認

要支援者及び地域支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、内容に修正が必要な場合、要支援者は市に変更点を伝える。要支援者支援チームは、保有する個別計画を修正する。

個別計画の作成フロー



※地域支援者が誰であるかによって同意が得られることもあるため、同意取得と個別計画作成は同時に行う。

要支援者名簿・個別計画の作成、共有

区分	市		自主防災会	民生委員・児童委員	地域支援者	社会福祉協議会等	
	防災	福祉					
要支援者名簿	作成	—	○	×	協力	×	×
	共有	○	○	○ (同意ありの場合)	○ (同意ありの場合)	×	○ (同意ありの場合)
個別計画	作成	—	○	必要に応じ協力	必要に応じ協力	必要に応じ協力	必要に応じ協力
	共有	○	○	△ (個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)	△ (個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)	△ (個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)	△ (個別計画情報を要支援者名簿へ掲載)

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 地域における避難支援体制

地域支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災会へ連絡するものとする。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努める。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要支援者への情報伝達

市は、同報無線や広報車のほか、電子メール、放送事業者等様々な手段を確保し、要支援者へ避難情報を発令する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、やいづ防災メール（※用語の説明）・新型戸別受信機（※用語の説明）の活用を推進する。

また、発令された避難情報が要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

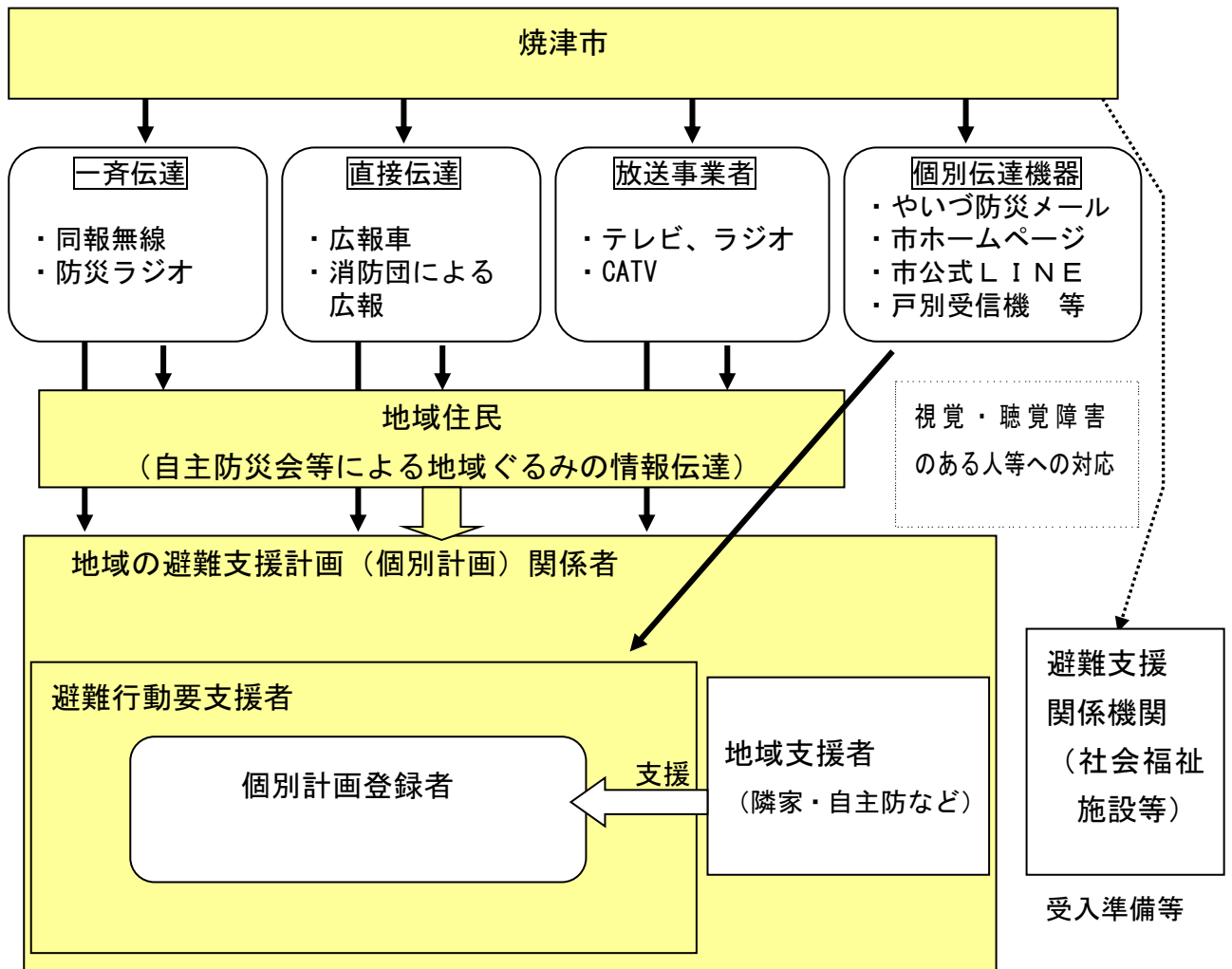
(2) 地域支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、地域支援者へ避難情報を伝達する。また、地域支援者に対しては、市や民生委員・児童委員が協力し、やいづ防災メール等の登録を促し、情報伝達の強化を図る。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者支援体制の確保に努める。

避難行動要支援者避難支援の情報伝達イメージ



3 要支援者の避難支援方法等の普及

市は、自主防災会、民生委員・児童委員を対象に、要支援者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、共助の重要性や役割等について説明会を開催する。

また、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

市は、要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、総合防災訓練・地域防災訓練等において要支援者の避難支援訓練を実施する。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、自主防災会が実施する。

自主防災会は、収集した安否情報を自主防協力班を経由し、災害対策本部内に設置される要支援者支援チームに報告するものとする。

(2) 地域支援者からの報告

地域支援者は、要支援者を避難先へ移送した場合や要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、自主防災会に報告するものとする。

(3) 民生委員・児童委員からの報告

要支援者の中には親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要支援者も多く、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があるため、平常時から要支援者と身近に接しており、また、要支援者の情報を保有している民生委員・児童委員が自主防災会と連携し、要支援者の安否確認を行い、その情報を自主防災会に報告するものとする。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要支援者支援体制

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所運営本部の設置

自主防災会は、民生委員・児童委員や地域支援者等の協力により各避難所に避難所運営本部を設置し、避難所において必要となる要支援者支援に関する相談や要支援者のニーズ等に対し、要支援者支援チームと連携して支援を実施するものとする。

(3) 優先的支援の実施

避難所運営本部は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要支援者について優先的に対応するものとする。

(4) 福祉避難所への移送

通常の避難所では避難生活が困難と判断された要支援者を、避難支援関係者が支援し、福祉避難所へ移送する。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している施設を福祉避難所とする。

また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

福祉避難所一覧は別紙参考資料1のとおりである。

(2) 福祉避難所の確保

市は、要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

また、災害時は、別に定める福祉避難所運営マニュアルにより、福祉避難所の設置・運営を行う。